

# 労務 ROAD

## ■家賃支援給付金に関するお知らせ

5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続をサポートするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金が支給されます。

【支給対象】※次の①～③を全て満たす事業者

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ②5月～12月の売上高について
  - ・1箇月で前年同月比▲50%以上又は、
  - ・連続する3箇月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+（支払賃料の75万円の超過分×1/3） ※但し100万円（月額）が上限
個人	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3） ※但し50万円（月額）が上限

※申請時の直近1箇月における、支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍を支給

※個人事業者の自宅兼事務所の家賃は、確定申告書における損金計上額等、自らの事業に用する部分に限る。

【申請開始時期】

2020年7月14日～2021年1月15日※電子申請は1月15日の24時まで  
※申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間いつでも申請可能  
（但し、給付額は申請時の直近1箇月における支払賃料に基づき算定）

【問い合わせ先】

家賃支援給付金コールセンター（8時30分～19時）  
0120-653-930

【経済産業省 より】

## ■複数会社に雇用されている方の労災保険給付が変わります

労働者災害補償保険法が改正されました。改正法の施工日（令和2年9月1日）以降に怪我をした・病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方が改正事項の対象となります。

※原則、怪我等をされた時点で複数の会社で働かれている方が対象です。

①賃金額

現行	災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定
改正後	すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

②負荷（労働時間やストレス等）

現行	それぞれの勤務先ごとに負荷を個別評価
改正後	それぞれの勤務先ごとの負荷を個別評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷を総合的に評価

【厚生労働省 より】

VOL.705  
(2007—3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・茅原・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

御堂筋沿線に住んでいるのですが、  
駅周辺の植木の手入れがいつも行き届いていて毎朝とても気分が良いです。春は桜、今の時期は紫陽花、秋は銀杏と季節により色んなお花を植えてくれています。自宅にも花を置きたいなと思っているものの枯らしてしまう事を考えて手が出せずにいるので、当面は通勤で癒されようと思います。（君野）

7月 労務スケジュール

- ・算定基礎届の提出  
(7/1～7/10)
- ・労働保険年度更新準備  
(申告：6/1～8/31)
- ・高齢者・障害者雇用状況報告書の提出  
(申告：～8/31 まで延長)